

議長

農業委員現在数13名、出席12名、欠席1名、よって会議は成立いたしました。
これより令和7年度第11回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第8番新井委員さん、第9番高山委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

1月29日 地域計画の検討会が市役所で開催され、加藤会長にご出席をいただきました。2月16日 地域計画の市民向けの説明会、成木地区と三田地区の説明会が市役所で行われ、加藤会長、高山委員、川口委員、鈴木委員、天野委員にご参加をいただきました。2月24日 東京都農業委員会農業者大会が羽村市のゆとろぎホールで開催され、加藤会長、農業委員の皆さまにご参加いただきました。本日の総会前に、土地部会を行いまして、加藤会長、土地部会の会員の皆さまにご出席をいただきました。

諸報告につきましては以上になります。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」3件を上程いたします。

それでは、整理番号1番について、野村委員さんの説明をお願いいたします。

委員

議席番号2番 野村です。

整理番号1番について説明します。

2月19日 本人立会いの下事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

委員

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この畑にはブロッコリー、キャベツ、ネギ、ノラボウ、エンドウ、玉ねぎ、ほうれん草などの野菜と、キウイ、ブルーベリーが数本栽培されていました。畑として問題なく管理されていました。畑の管理は主に息子さんがしているとのことでした。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に整理番号2番について、森田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号3番 森田です

整理番号2番について説明します。

2月16日 本人立会いの下事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここには柿、キウイ、ブロッコリー、キャベツ、アスパラが植えてありました。あとハウス2棟があり、1棟には、ほうれん草が作ってありました。もう1棟はきれいにされている状態でした。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

3筆まとめてネギが植えてありました。

地番、地目畑、面積

ここには玉ねぎ、スナップエンドウ、キャベツ、ほうれん草、大根、お茶が作ってありました。

地番、地目畑、面積

ここには育苗ハウスがあり、春用の野菜苗が作ってありました。となりの畑にもほうれん草が作ってあり、大部分がきれいに耕耘されていて、これから春に向けて作付け予定だそうです。非常にきれいに管理されていました。よろしくご審議をお願いします。

します。

議長

次に整理番号3番について、梅田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号10番 梅田です。

整理番号3番について説明します。

2月16日 本人立会いの下事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここにはモミジ、しだれ梅、柿10本、栗3本、ミカン、レモンと植木のモチの木が8本植えられていました。下草は刈ってあり問題なく管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

議長

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」3件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」1件を御説明申し上げます。議案の2ページを御覧ください。

整理番号1番

こちらは、譲渡人の _____ さんから、譲受人の _____ さんへの
売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、
譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、果樹（ヘーゼルナッツ等）を栽培する 計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、2月18日に新井委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

議長

以上で事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号8番 新井です

整理番号1番について補足説明します。

事務局の説明の通りです。ここには栗の木が3から4本植えてありますが、枯れている状態で、伐採して撤去しないとヘーゼルナッツとブルーベリーを植えるのは難しいと思います。計画書が出ているので、それにそった形でできればいいなと思います。農道の真向いなので、皆さんの目が届いて良いのではないかと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

議長

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第3号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」を2件上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第3号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」2件を御説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。

本件につきましては、20年以上にわたり非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。

東京都による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、20年以上にわたり耕作されていないことが原因で農地の様相でなくなった非農

事務局

地状態であることを、東京都が証明するものでございます。

そのため、本案件については、農業委員会の皆様に農地性の有無を御審議していただければと思います。

それでは御説明いたします。

お配りしております議案3号別紙1をご覧ください。

整理番号1番

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

こちらは非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

次に議案第3号別紙2、3を御覧ください。

こちらは写真撮影方向図および現況写真となります。御覧の通り、農地の様相を呈しておらず、長年、駐車場として利用をされておりました。

次に議案第3号別紙4を御覧ください。

こちらは、平成13年(2001年)の航空写真となります。

20年以上前より、該当地は資材置場、駐車場になっており、農地として利用されていなかったことが確認できます。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても農地性がないことを確認いたしました。

なお、2月18日に新井委員と現地調査を行いまして、非農地状態であることを確認いただいております。また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

整理番号2番

こちらは非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

議案3号別紙5をご覧ください。

次に議案第3号別紙6、7を御覧ください。

こちらは写真撮影方向図および現況写真となります。御覧の通り、農地の様相を呈しておらず、長年、資材置場、駐車場として利用をされておりました。

次に議案第3号別紙8を御覧ください。

こちらは、昭和62年（1987年）の航空写真となります。

20年以上前より、該当地は資材置場、駐車場になっており、農地として利用されていなかったことが確認できます。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても農地性がないことを確認いたしました。

なお、2月17日に川口委員と現地調査を行いまして 非農地状態であることを確認いただいております。また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号8番 新井です。

整理番号1番について事務局の説明の通りです。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号2番について、川口委員さんの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員 川口です。

整理番号2番について事務局の説明の通りです。よろしくご審議お願いします。

議長

担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

議長

挙手11名により、可決されました。
よって、議案第3号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明いたします。

それでは議案の4ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

事務局

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、2月19日に影山委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について影山委員ですが欠席なので事務局から補足説明をお願いします。

事務局

整理番号1番について補足説明します。

ここは農振農用地が設定されているエリアの中心部です。今後は作付けをして露地野菜を栽培されていくそうです。肥培管理の状況につきましては、しっかりと耕耘をされておりますので問題ないと担当委員さんから聞いています。当日は申請者の方も立ち会っていただきまして、肥培管理をしっかりとするようにとお伝えしているとのことです。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

議長

挙手 11 名により、可決されました。

よって、議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用 集積等促進計画案について」1 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程 5 の報告事項に移らせていただきます。

はじめに「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」は、4 件で 1 ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出については、1 件で 2 ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」は、7 件で 3～4 ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて 終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後 3 時から開会いたします。